

地域医療支援病院業務報告書

7.9.19

日

令和7年9月16日

広島県知事様

開設者 住 所 福山市東桜町3番5号
 氏 名 福山市長 枝広 直幹

次のとおり地域医療支援病院の令和6年度の業務に関して報告します。

1 地域医療支援病院の名称

福山市民病院

2 所 在 地

福山市蔵王町五丁目23番1号

3 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

		算定期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
地域医療支援病院紹介率 $\frac{A}{B}$	80.3%	地域医療支援病院逆紹介率 $\frac{C}{B}$	164.4%
算出根拠	A:紹介患者の数		11,202人
	B:初診患者の数		13,947人
	C:他の病院又は診療所に紹介した患者の数		22,929人

備考1 「算定期間」欄は、報告年度の4月1日から3月31日までの日付を記入すること。

備考2 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考3 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考4 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

4 共同利用の実績

(1) 共同利用の範囲及び実績

区分		共同利用を行つた医療機関の延べ数	うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数
医療機器	CT	936件	936件
	MRI	274件	274件
	RI	590件	590件
	PET/CT	345件	345件
	計	2,145件	2,145件
その他	開放病床	164件	164件
	計	164件	164件

備考5 「区分」欄は、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行つたものについて記入すること。

(2) 登録医療機関数及び名簿

施設数	内訳		
	医科及び歯科の施設数	医科の施設数	歯科の施設数
138施設	2施設	136施設	0施設

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

備考6 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

備考7 登録医療機関名簿は、様式に従つて別紙として添付すること。

(3) 常時共同利用が可能な病床数

病床数	5床	当該病床の利用率	61.4%
-----	----	----------	-------

(4) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：

職種：医師

備考8 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。なお、利用医師等登録制度とは、共同利用を行おうとする2次医療圏に所在する医療機関の登録制度をいう。

5 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4床
専用病床	24床

備考9 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
ICU (8床)	149.67 m ²	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、超音波診断装置、心電図モニター装置、ベッドサイトモニタ、熱傷ベッド他	24時間可
HCU (16床)	307.53 m ²	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、超音波診断装置、心電図モニター装置、微量輸液装置他	24時間可
手術室 (10室)	1940.6 m ²	(主な設備) 手術室10室、手術支援ロボット他	24時間可
内視鏡診断・治療センター	658.9 m ²	(主な設備) 内視鏡超音波観測装置他	24時間可
検査室	823.6 m ²	(主な設備) 生化学自動分析装置、全自動電気化学免疫測定装置、全自动化学発光免疫測定装置、多項目自動血球分析装置、全自动血液凝固分析装置、全自动輸血検査システム他	24時間可
放射線	610.0 m ²	(主な設備) 320列MSCT、3TMRI、IVR-CT、血管造影検査装置他	24時間可

(4) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	4,297人 (2,737人)
上記以外の救急患者の数	4,115人 (1,526人)
合計	8,412人 (4,263人)

備考10 それぞれの救急患者数については、前年度の延べ数を記入すること。括弧内には、それぞれの救急患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(5) 救急用又は患者輸送用自動車

保有する救急用又は患者輸送用自動車	2台
-------------------	----

(6) 備考

救命救急センター、救急告示病院
(5)の2台のうち、1台はドクターカー

備考11 特定の診療科において、重症救急患者の受け入れ体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容及び実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	17回
イ アの合計研修参加者数	1,628人（うち院外の研修参加者349人）

備考12 研修には、当該病院以外の地域の医師だけでなく他の医療従事者が含まれるものを見入すること。

備考13 イには、前年度の研修参加者の延べ数を記入すること。

備考14 研修の実績は、次の様式に従って、別紙として添付すること。（様式により難い場合は適宜修正すること。その場合も「研修参加者数」欄には院内、院外の別及び合計数を明記すること。）

開催日	演題・研修内容等	講 師		研修参加者数		
		所 属	氏 名	院内	院外	計

(2) 研修プログラムの有無 有・無

(3) 研修委員会設置の有無 有・無

(4) 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医 師	外 科		51年	
	医 師	呼吸器外科		39年	
	医 師	外 科		35年	
	医 師	内 科		33年	
	医 師	内 科		31年	
	医 師	内 科		28年	
	医 師	精神科・精神腫瘍科		27年	
	医 師	脳神経内科		21年	
	医 師	循環器内科		29年	
	医 師	小児科		39年	
	医 師	外 科		34年	
	医 師	呼吸器外科		21年	
	医 師	整形外科		34年	
	医 師	整形外科		26年	
	医 師	形成外科		29年	
	医 師	脳神経外科		28年	
	医 師	心臓血管外科		27年	
	医 師	小児外科		25年	
	医 師	乳腺甲状腺外科		31年	
	医 師	皮膚科		10年	
	医 師	泌尿器科		25年	
	医 師	産婦人科		37年	
	医 師	産婦人科		23年	
	医 師	眼 科		14年	
	医 師	耳鼻咽喉・頭頸部外科		29年	
	医 師	麻酔科		35年	
	医 師	リハビリテーション科		35年	
	医 師	放射線診断・IVR科		27年	
	医 師	緩和ケア科		31年	
	医 師	放射線治療科		11年 (42年)	
	医 師	病理診断科		30年	
	医 師	臨床検査科		23年	
	医 師	腫瘍内科		36年	
	歯科医師	歯科口腔外科		36年	
	医 師	救命救急センター		21年	

看護師		35年	
看護師		34年	
看護師		34年	
看護師		32年	
看護師		29年	
看護師		30年	
看護師		30年	
看護師		39年	
看護師		34年	
看護師		33年	
看護師		23年	
看護師		19年	
看護師		24年	
看護師		26年	
看護師		28年	
看護師		24年	
看護師		26年	
看護師		29年	
看護師		27年	
看護師		34年	
看護師		13年	
看護師		10年	
看護師		23年	
看護師		17年	
看護師		29年	
看護師		19年	
看護師		32年	
看護師		27年	
看護師		18年	
看護師		13年	
理学療法士	リハビリテーション科	28年	
診療放射線技師	放射線科	37年	
臨床検査技師	臨床検査科	32年	
薬剤師	薬剤科	26年	
医 師	麻酔科	27年	
栄養士	栄養管理科	23年	

備考15 研修指導責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(5) 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	154.6 m ²	(主な設備) 会議机、椅子、映像システム、音響システム、プロジェクター、演台、パソコン(電子カルテ端末)
第1会議室	55.2 m ²	(主な設備) 会議机、椅子、テレビ、ビデオ、DVDプレーヤー、パソコン(電子カルテ端末)
第2会議室	71.3 m ²	(主な設備) 会議机、椅子、ホワイトボード、テレビ、パソコン(電子カルテ端末)
第3会議室	64.4 m ²	(主な設備) 会議机、椅子、テレビ
第4会議室	19.5 m ²	(主な設備) 会議机、椅子
図書室	166.9 m ²	(主な設備) 蔵書約5,300冊、机、椅子、カラーコピー機、パソコン(インターネット端末、電子カルテ端末)
OA研修室	47.1 m ²	(主な設備) 机、椅子、パソコン(インターネット端末、電子カルテ端末)
シミュレーション室	57.1 m ²	(主な設備) 机、椅子、ホワイトボード、ベッド、酸素供給システム、患者模型、シャーカステン
ホールコア	253.9 m ²	(主な設備)会議机、椅子、スクリーン、映像システム、音響システム、プロジェクター、演台

7 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

諸記録	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	中央病歴管理室 電子カルテ	紙媒体及び電子媒体で保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	電子媒体で保管
	救急医療の提供の実績	電子媒体で保管
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	電子媒体で保管
	閲覧実績	電子媒体で保管

紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携課	電子媒体で保管
---	---------	---------

備考16 「分類方法」欄は、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携課
閲覧の手続の概要	「閲覧申請書」により閲覧責任者に申請する
前年度の閲覧件数	0件
閲覧者の別	医師 0件
	歯科医師 0件
	地方公共団体 0件
	その他 0件

備考17 「前年度の閲覧件数」欄は、総延べ数を記入すること。

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
地域医療の確保および質的向上を図るために必要な連携・支援に係る地域医療支援病院の管理者が行うべき業務について、取組み状況や実績報告を基に適切に運営されているかを審議した。	

10 患者相談の実績

患者相談を行う場所	がん相談支援センター、地域医療連携課相談室 肝疾患相談室、各病棟カンファレンスルーム
-----------	---

主として患者相談を行った者	専門看護師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、事務職員
患者相談件数	7,545件
患者相談の概要	
【がん相談】	
治療、検査、症状・副作用・後遺症、セカンドオピニオン、治療実績、臨床試験・先進医療、受診方法・入院、転院、医療機関の紹介、予防・検診、在宅医療、緩和ケア、食事・栄養、介護・看護・養育、社会生活（仕事・就労・学業）、医療費・社会保障制度・生活費、補完代替療法、生きがい・価値観・不安・精神的苦痛、告知、医療者との関係、患者一家族間の関係、友人・知人・職場の人間関係、患者会・家族会等の相談	
【医療相談】	
受診相談、脳卒中相談、苦情、医療に関わる相談	
【医療費相談】	
高額療養費、医療費、医療保険等の相談	
【制度・その他】	
障がい者制度、児童・母子等福祉制度、介護保険制度、高齢者福祉制度、生活保護制度、住所不定者、交通事故、各種制度、要望、その他福祉制度等の相談	
【肝疾患相談】	
専門医療に関する相談、検査及び検査結果等に関する相談、医療費助成制度等に関する相談（B型肝炎・C型肝炎助成制度、身体障がい者手帳）、医療機関に関する相談、医療に対する不安や疑問等に関する相談、その他（日常生活、肝炎訴訟の相談）	
【地域医療相談】	
入院・退院・在宅支援に関する相談	
《相談に基づき講じた対策等》	
<ul style="list-style-type: none"> 「がん相談支援センター ご案内」のパンフレットを作成して各診察室・院内・院外（図書館など）に配布 「乳がん患者さんのつどい スマイル」を開催 	

備考 18 「患者相談の概要」欄は、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮した記載を行うこと。

11 他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
<ul style="list-style-type: none"> 評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 日本医療機能評価3rdG:Ver. 2.0の認定（2022年7月） 	

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
<ul style="list-style-type: none"> 情報発信の方法、内容等の概要 広報誌「ばら」を 6回/年 発行し、医療機関・患者・市民等へ配布 ホームページで情報発信 	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
<ul style="list-style-type: none"> 退院調整部門の概要 看護師7名、MSW1名体制による退院調整を行っている。 	

退院後に安心して療養生活が送れるように多職種が共同して退院・転院・在宅に向けた支援や合同カンファレンスをしている。

(4) 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
<ul style="list-style-type: none">策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 5大がん（胃がん・大腸がん・肺がん・肝臓がん・乳がん）パス 前立腺がんパス 大腿骨頸部骨折パス 脳卒中パス地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 5大がんパス及び前立腺がんパスについては、広島県統一の「手帳」を使用し、福山・府中二次医療圏で独自の運用マニュアル・記載要領・Q&Aを作成し情報を共有している。 大腿骨頸部骨折パスについては連携医療機関と「シームレス研究会」を年3回開催し運用している。 脳卒中パスについては、備後地域で役割分担しながら連携医療機関との意見交換会に参加している。	

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
 - 2 地域医療支援病院紹介率が65%以上であるが、承認要件の「地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40%以上であること」に該当しない病院にあっては、承認後2年間で地域医療支援病院紹介率80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(2)登録医療機関名簿

医療機関名	担当者名	所在地	診療科目	地域医療支援病院開設者との連携協定の関係
青葉台クリニック	金子 克彦	福山市青葉台1-11-20	外科・内科・胃腸内科・整形外科・リハビリテーション科	無
いしいクリニック	石井 長明	福山市神辺町十三軒屋136-3	外科・乳腺外科・内科・消化器内科	無
いしい内科・糖尿病クリニック	石井 啓太	福山市御船町1-9-3 2F	糖尿病内科・腎臓内科・内科	無
いしおか医院	石岡 美彦	福山市大門町3-19-14	内科・胃腸内科・放射線科	無
石藤クリニック	小川 洋介	福山市道三町1-1	脳神経外科・内科・外科・整形外科・神経内科・消化器内科・放射線科	無
伊勢丘内科クリニック	高尾 和志	福山市伊勢丘3-3-1	内科・呼吸器内科・アレルギー科	無
いそだ病院	磯田 義博	福山市松浜町1-13-38	外科・内科・胃腸科・肛門外科・大腸外科・内視鏡外科・整形外科・麻酔科・リハビリテーション科・消化器外科・消化器内科・肝臓内科	無
井上病院	井上 文之	福山市東深津町3-23-46	呼吸器外科・呼吸器内科・消化器外科・消化器内科・外科・内科・放射線科・皮フ科・リハビリテーション科	無
上野整形外科・リハビリ科	上野 孝農	福山市水呑町三新田1-611	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	無
うだ胃腸科内科外科クリニック	宇田 繁司	福山市沖野上町4-3-26	外科・内科・胃腸科・乳腺外科	無
梅田クリニック	梅田 直人	福山市東深津町1-11-10	形成外科・皮膚科	無
太田形成外科クリニック	太田 壮	福山市花園町2-6-28	形成外科・美容皮膚科	無
おおもとウインズクリニック	大本 裕之	福山市水呑町三新田2-27	婦人科	無
奥野内科医院	奥野 府夫	府中市府川町368-1	内科・消化器内科・小児科	無
おひさまこどもクリニック	高橋 康太	福山市御幸町森脇426-1	小児科・小児外科・アレルギー科・小児神経内科	無
かいたおか内科クリニック	片岡 和博	福山市山手町2-3-10	内科・胃腸科	無
かめだファミリークリニック	亀田 直毅	福山市神辺町新湯野41-5	内科・循環器内科・アレルギー科・心臓内科・消化器内科	無
クリニック和田	齊藤 逸郎	福山市多治米町2-14-12	内科・小児科・胃腸科	無
こいけ内科クリニック	小池 隆夫	福山市明治町14-26	内科・循環器内科	無
こじょう内科	古城 研二	福山市南手城町1-15-3	内科・消化器科・循環器科	無
こどもクリニックはぐくみ	村上 政江	福山市駅家町万能倉910-15	小児科・アレルギー科	無
小島病院	原 瞳	福山市駅家町上山守203	内科・泌尿器科・眼科・神経内科・消化器内科・循環器内科・リハビリテーション科・糖尿病内科	無
こばたけ医院	小島 敏嗣	福山市松浜町4-5-25	内科・胃腸科・循環器科	無
小林病院	海野 剛	福山市春日町7-1-18	内科・呼吸器科・小児科・神経内科・歯科・放射線科・循環器内科	無
コム・クリニック佐藤	有安 哲哉	福山市引野町2-20-17	外科・内科・消化器科・整形外科・眼科・アレルギー科・放射線科	無
さいきじんクリニック	齋木 豊徳	福山市瀬戸町山北450-1	内科・外科・腎臓内科(人工透析)・糖尿病・代謝内科・循環器内科・リハビリテーション科	無
さいとう小児科	齋藤 洋	福山市宝町5-24	小児科・アレルギー科	無
さくらの丘クリニック	安部 博史	福山市駅家町法成寺108	リハビリテーション科・内科・胃腸科・循環器科	無
佐長内科クリニック	佐長 正則	福山市春日町1-20-38	内科・呼吸器内科・消化器内科	無
佐藤胃腸科医院	佐藤 理	福山市西町1-4-1	内科・消化器内科・胃腸内科	無
さとう脳外科クリニック	佐藤 昂平	福山市大門町3-28-43	脳神経外科・内科・リハビリテーション科・放射線科	無
山陽病院	辰川 匡史	福山市野上町2-8-2	内科・外科・泌尿器科・整形外科・リハビリテーション科	無
島谷病院	島谷 英明	福山市新涯町2-5-8	内科・外科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科・皮フ科	無
周治ファミリークリニック	石根 周治	福山市沖野上町6丁目11-24	内科・小児科・整形外科・循環器内科・消化器内科・アレルギー科・皮膚科・美容皮膚科・リハビリテーション科	無

医療機関名	開設者名	開設者住所・所在地	診療科目	地域医療支援病院開設者との経営者との関係
循環器・内科 ふじたクリニック	藤田 慎平	福山市南蔵王町3丁目17-45	内科・循環器科	無
仁愛内科クリニック	平橋 恵太	福山市多治米町5-23-30-202	内科・糖尿病内科・リウマチ科・腎臓内科・甲状腺内科	無
住井内科	住井 賢吾	福山市新市町新市388-4	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科	無
住吉ふじい病院	角南 博	福山市住吉町4-1	内科・呼吸器内科・循環器内科・気管食道内科・消化器内科・放射線科・リハビリテーション科・泌尿器科・整形外科	無
せら医院	世良 一穂	福山市加茂町下加茂993	内科・消化器内科・老年内科	無
タカタ内科胃腸科	高田 三郎	福山市東町3-3-3	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科	無
高橋歯科・整形外科	高橋 秀次	福山市新涯町3-1-26	一般歯科・小児歯科・整形外科・外科・リハビリテーション科・東洋医学	無
たかはし小児科	高橋 幸雄	福山市三吉町3-1-13	小児科	無
高橋脳神経外科 循環器内科	高橋 一則	福山市神辺町道上3004	脳神経外科・循環器内科	無
たなかクリニック	田中 伸吾	福山市駅家町上山守450-5	皮ふ科・形成外科・美容皮ふ科・美容外科	無
ちかもり内科医院	近森 正和	福山市曙町5-19-23	内科・消化器内科・呼吸器内科	無
ちょう外科医院	数野 博	福山市野上町3-4-30	外科・循環器科・胃腸科	無
常石医院	明石 英男	福山市沼隈町常石1083	内科・外科・小児科・整形外科	無
とくも胃腸科皮ふ科	徳毛 健治	福山市光南町1-7-9	内科・胃腸科・循環器科・呼吸器科・小児科	無
なかはまハートクリニック	中濱 一	府中市高木町658-1	循環器内科・内科	無
永原内科クリニック	永原 靖浩	福山市伊勢丘6-1-30	糖尿病内科・消化器内科・内科	無
中山眼科	中山 雅雄	福山市川口町4-21-31	眼科	無
なかよし小児科	山中 良孝	福山市引野町4-22-19	小児科・アレルギー科	無
にしえクリニック	西江 学	福山市宝町5-25	内科・胃腸内科・外科・肛門外科	無
沼隈病院	椎谷 紗子	福山市沼隈町中山南469-3	内科・外科・婦人科・耳鼻咽喉科・整形外科・形成外科・小児科・脳神経外科・胃腸内科・肛門外科・循環器内科・呼吸器外科・消化器内科・消化器外科・胃腸外科・リハビリテーション科	無
のじまホームクリニック	野島 洋樹	福山市駅家町万能倉1245-4	内科・外科	無
はまもと内科クリニック	濱本 博美	福山市南蔵王町5-6-9	内科・糖尿病内科・消化器内科	無
ひろおか医院	廣岡 寛公	福山市今津町3-8-10	整形外科	無
福山回生病院	村上 仁	福山市引野町5-9-21	内科・外科・胃腸内科・呼吸器内科・肛門外科・泌尿器科	無
ふくやま北泌尿器科・内科クリニック	菱川 賢	福山市御幸町下岩成338	泌尿器科・内科	無
福山城西病院	日野 直紀	福山市西町2-11-36	内科・消化器内科・胃腸科・肝臓内科・腎臓内科・循環器内科・呼吸器内科・外科こう門科・整形外科	無
福山第一病院	小川 龍之介	福山市南蔵王町5-14-5	内科・外科・消化器内科・消化器外科・内視鏡内科・内視鏡外科・整形外科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科・麻酔科	無
ほそや内科クリニック	細谷 茂衛	府中市中須町1694	内科	無
まが医院	間賀 俊朗	福山市神辺町平野121-5	内科・胃腸科・小児科	無
まつはまクリニック	中郷 良藏	福山市松浜町1-4-13	内科・外科・皮膚科	無
まるやまホームクリニック	丸山 典良	福山市南蔵王町6-27-26 ニューカモマッシュ102	内科	無
みかみホームクリニック	三上 佳子	福山市曙町6-7-15 1階	内科・外科	無
水永リハビリテーション病院	長野 博志	福山市南蔵王町4-16-16	リハビリテーション科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・内科・外科・肛門外科・形成外科・リウマチ科・美容整形・消化器内科・消化器外科・放射線科	無
みつふじ小児科	桜井 一枝	福山市川口町2-22-11	小児科	無

医療機関名	開設者名	所在地	診療科目	地図等を複数開設する場合の複数の住所の関係
みはら眼科	三原 研一	福山市神辺町新徳田2-309	眼科	無
明神町リハ・整形クリニック	清水 弘毅	福山市明神町2丁目14-3	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	無
もりかわ内科クリニック	森川 民也	福山市東手城町1-3-11 東手城ヘルスケアモール内	内科・胃腸内科・消化器内科・内視鏡内科	無
森近内科	森近 大介	福山市西深津町4-2-50	内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科・リハビリテーション科	無
森内科	森 文男	福山市手城町2-8-4	内科	無
もりもと皮膚科クリニック	森本 謙一	福山市多治米町5-23-30-201	皮膚科・小児皮膚科・アレルギー科・形成外科	無
やまでクリニック	山手 貴詔	福山市神辺町川南1044-4	内科・泌尿器科・人工透析・循環器内科	無
ゆう耳鼻いんこう科クリニック	石井 勤二	福山市南蔵王町5-22-33	耳鼻咽喉科	無
よしおかホームクリニック	吉岡 孝	福山市御船町1-9-3	内科・外科	無
吉實クリニック	吉實 憲	神石郡神石高原町油木乙6676-15	総合内科・外科・麻酔科・皮膚科・リハビリテーション科	無
よしたかクリニック	吉鷹 知也	福山市神辺町川北1345-11	内科・外科・乳腺外科・大腸外科・胃腸科・こう門科	無
宇田内科リウマチ科	宇田 慎一	福山市東深津町2-8-30	内科・リウマチ科	無
奥坊クリニック	奥坊 剛士	福山市西桜町1-6-1	泌尿器科・性感染症内科・整形外科・リハビリテーション科	無
岡田クリニック	岡田 博文	福山市水呑町三新田2-233	胃腸科・外科・内科・整形外科・肛門科	無
加藤医院	加藤 尚司	福山市新涯町1-16-36	内科	無
橋高クリニック	橋高 英之	福山市宮前町1-3-15	小児科・内科・アレルギー科	無
金光医院	金光 俊尚	府中市府中町15-7	内科・呼吸器内科	無
広岡整形外科	廣岡 克彦	福山市南手城町1-9-25	整形外科・リハビリテーション科	無
広畠内科・もり皮膚科	廣畠 登	福山市横尾町1-21-8	内科・皮膚科	無
高須クリニック	高須 伸治	福山市南蔵王町1-7-14	内科・外科・人工透析内科・外科系その他	無
黒瀬クリニック	黒瀬 康平	福山市三吉町南1-11-15	外科	無
佐々木内科糖尿病クリニック	佐々木 元章	福山市三之丸町11-11 3F	内科・糖尿病内科・脂質代謝内科・循環器内科・アレルギー科・漢方内科	無
佐藤脳神経外科	佐藤 透	福山市松永町5-23-23	脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科・放射線科	無
佐野内科胃腸科医院	佐野 宏一	福山市駅家町万能倉347	内科・胃腸科	無
細木小児科	細木 瑞穂	福山市港町2-11-1	小児科	無
三木耳鼻咽喉科医院	三木 健太郎	福山市大黒町2-7	耳鼻咽喉科	無
児玉クリニック	児玉 雅治	福山市南蔵王町6-2-8	肛門科・胃腸科・外科	無
柴田内科	柴田 和成	福山市神辺町道上1-17	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科	無
小川胃腸内科産婦人科医院	小川 裕司	福山市松永町6-19-9	胃腸科・内科・消化器内科・産婦人科・胃腸科	無
小川内科胃腸科	小川 晃	福山市神辺町新徳田545-1	内科・胃腸科・小児科・循環器科・呼吸器科・リハビリテーション科・アレルギー科	無
小林医院	小林 道男	福山市水呑町2030-3	内科	無
松井内科	松井 隆明	福山市駅家町向永谷666-3	内科・神経内科	無
沼南医院	安原 耕一郎	福山市鞆町後地1296-2	内科・循環器科	無
上原医院	上原 美朗	福山市幕山台1-1-1	外科・内科・小児科・循環器科	無
上田循環器科内科	上田 敏行	福山市王子町2-14-11	内科・循環器内科・消化器内科	無
城北診療所	山崎 弘貴	福山市木之庄町2-7-2	内科・リハビリテーション科・精神科・心療内科	無
森田内科クリニック	森田 竹千代	福山市南蔵王町6-4-13	内科・内視鏡科・循環器・消化器・呼吸器・アレルギー科	無
神辺内科	西岡 智司	福山市野上町2-10-29	内科・消化器内科	無
菅眼科	菅 達人	福山市南蔵王町1-10-11	眼科	無

医療機関名	開設者名	所在地	診療科目	地域医療支援病院開設者との経営者との関係性
瀬尾クリニック	瀬尾 一史	福山市今津町5-2-2	泌尿器科・内科	無
青景医院	青景 正展	福山市津之郷町津之郷484-5	内科・小児科	無
石井内科	石井 芳樹	福山市本郷町1605-2	内科	無
石原内科胃腸科	石原 健二	福山市幕山台1-20-20	内科・胃腸科	無
石田内科・循環器科	増山 和彦	福山市東川口町4-9-12	内科・循環器科	無
赤木皮膚科泌尿器科	赤木 隆文	福山市明治町12-14	泌尿器科・皮フ科・性病科	無
占部内科医院	占部 康雄	福山市川口町5-16-53	内科	無
船町ふじおかクリニック	藤岡 正浩	福山市船町3-4	内科・外科・リハビリテーション科・放射線科・消化器科	無
村上内科循環器科医院	村上 忠正	福山市道三町5-15	内科・循環器科	無
谷医院	谷 秀樹	府中市府川町171-1	内科	無
池田馨子ハートクリニック	池田 馨子	福山市若松町3-20	内科・循環器内科	無
竹本内科循環器科	竹本 雅雄	福山市大黒町1-8	内科・循環器科	無
中川整形外科医院	中川 洋	福山市神辺町道上3004	リウマチ科・整形外科・形成外科・皮膚科・リハビリテーション科	無
中村外科胃腸科医院	中村 紀明	福山市金江町金見2879-8	内科・消化器科・外科・整形外科・放射線科・リハビリテーション科・胃腸科・肛門科	無
中村整形外科	中村 信義	福山市南蔵王町2-4-11	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	無
長外科胃腸科医院	長 誠司	福山市駅家町法成寺4-1	外科・内科・胃腸科・整形外科・皮膚科・肛門科	無
田中メディカルクリニック	田中 出	福山市手城町2-1-20	外科・胃腸科・整形外科・肛門科・消化器外科	無
土屋内科医院	土屋 隆宏	福山市東手城町3-11-16	内科・消化器内科・循環器内科・小児科	無
藤田医院	藤田 興	福山市神辺町川北130-1	内科・循環器科	無
藤田小児科内科医院	藤田 仁志	福山市春日町3-10-25	小児科・内科・漢方・児童思春期診療内科	無
徳永医院	徳永 敬	福山市鞆町鞆908-3	内科・外科・泌尿器科	無
内藤クリニック	内藤 賢一	福山市駅家町万能倉925-3	外科・消化器内科・循環器内科・内科・アレギー科	無
南坊井上内科循環器科医院	井上 勝穂	福山市駅家町近田582	内科・循環器内科・胃腸内科・小児科	無
日野ホームクリニック	日野 一成	福山市御門町3-3-15	内科・小児科・消化器内科	無
富永内科医院	富永 知	福山市奈良津町3-1-1	内科・消化器科・小児科	無
福田内科小児科	福田 均	福山市瀬戸町長和185-3	内科・小児科・リハビリテーション科・呼吸器科・消化器科・循環器科	無
平井外科胃腸科医院	平井 泰明	福山市御幸町下岩成649-5	外科・内科・消化器内科・肛門外科・整形外科	無
木下メディカルクリニック	木下 雅晴	福山市沼隈町草深1711	外科・整形外科・胃腸科	無
有木医院	有木 則文	福山市本町1-1-103	胃腸科・外科・アレギー科	無
和田胃腸科・皮膚科クリニック	和田 玄	福山市今津町2-3-18	胃腸科・外科	無

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1)令和6年度 福山市民病院 研修の内容及び実績

番号	開催日	講座名称	テーマ	研修参加者数		
				院内	院外	計
1	R6.4.18	オープンカンファレンス	身体疾患とライフステージを考慮して組み立てる高齢者不眠症診療	77	15	92
2	R6.5.30	オープンカンファレンス	福山市民病院における認知症ケアチーム・精神科リエゾンチーム活動の「これまで」と「これから」	82	31	113
3	R6.6.13	オープンカンファレンス	周産期医療について～周産期母子医療センター開設に向けて～	142	19	161
4	R6.6.20	オープンカンファレンス	5ステップで考える院内発熱のアプローチ	157	3	160
5	R6.6.23	市民公開講座	福山市民病院のロボット手術の魅力！1000例の豊富な経験と新たなる挑戦	99	99	99
6	R6.7.18	オープンカンファレンス	新型コロナウイルス～救命救急センター活動報告～	135	19	154
7	R6.8.1	オープンカンファレンス	医療施設における水の感染リスクと管理について	119	13	132
8	R6.9.19	オープンカンファレンス	私が胆肺内視鏡でしてきた事	89	8	97
9	R6.10.17	オープンカンファレンス	実災害と危機管理－能登半島地震を踏まえて－	81	14	95
10	R6.10.31	オープンカンファレンス	急性期医療・救急医療での患者支援に役立つ心理臨床の知見～福山市民病院での初期研修から振り返る精神医学臨床の現状	58	5	63
11	R6.11.2	市民公開講座	大腸がんの早期発見と内視鏡治療	43	43	43
12	R6.11.7	がん診療連携会同カンファレンス	大腸がんに対する手術治療	58	8	66
13	R6.11.14	オープンカンファレンス	肺がん外科治療は新たな領域へ～治療最適化への道～ロボット支援手術の現状	82	24	106
14	R6.11.21	オープンカンファレンス	対応困難事例への支援の実際	55	20	75
15	R6.12.5	がん診療連携会同カンファレンス	回復期リハビリテーションの過去、現在、未来	80	17	97
16	R7.1.30	オープンカンファレンス	回復期リハビリテーション病棟での取り組み	64	11	75
17	R7.2.6	オープンカンファレンス	在宅でのがん看護～がん化学療法看護認定看護師の仕事～	33	1	34
			小児外科の現場から伝えたいこと			
			動機づけ面接について			
				合計	1312	350 1662

福山市民病院開放病床等施設・設備の共同利用に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、診療、研究又は研修を目的として、地域の医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に福山市民病院（以下「当院」という。）の施設、設備等の一部を利用（以下「共同利用」という。）に供し、地域の医師会を始め医療機関との連携及び医療従事者の相互研鑽を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 当院の施設・設備等を利用できる者（以下「利用者」という。）は、「福山市民病院開放病床等共同利用登録医要綱」に定める登録医とする。

2 前項に定めるもののほか、福山・府中二次保健医療圏及びその近隣の医療圏内の医師、薬剤師、看護師等で、その組織する団体の代表者から当院に依頼のあった者は、利用者となることができる。

(施設・設備)

第3条 当院の施設・設備等の内、共同利用に供されるものは、開放病床・医療機器・講堂・研究室・図書室及び医薬品情報管理室等で、診療・研究・研修などの目的で利用されるものとする。

2 登録医は、当院の開放病床を、必要な場合に優先的に利用できる。
3 施設・設備等の利用時間は、原則として平日の午後1時から午後5時までとする。
4 前項に定める利用時間以外の利用にあたっては、事前に当院の承認を受けるものとする。

(利用手続き)

第4条 当院の施設・設備を利用しようとする者は、あらかじめ所定の様式で申請し許可を受けるものとする。

(担当者)

第5条 利用者との連絡調整、共同利用に関する協議及び情報の提供など、制度の円滑な運営のために当院の地域医療連携課に担当者を置く。

2 前項の担当責任者は、当院の医療支援センター長とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、当院の施設・設備等の共同利用を有効かつ円滑に推進するため必要な事項は、「福山市民病院地域医療連携推進委員会」の意見を聞いて、当院の院長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）2月13日から施行する。

附 則

福山市民病院開放病床等施設・設備の共同利用に関する規程の題名を、福山市民病院開放病床等施設・設備の共同利用に関する要綱に改め、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市民病院開放病床等共同利用登録医要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市民病院（以下「当院」という。）が有する開放病床等施設・設備の共同利用を行うための登録医について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 登録が可能な医師は、福山・府中二次保健医療圏及びその近隣の医療圏内の医療機関等の医師で、所属する医師会の推薦があり、保険医の届出を行っている医師とする。

(登録の申請)

第3条 登録を申請しようとする医師は、所定の「登録医申請書」により、福山市民病院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

2 院長が登録を承認した場合は、「登録医証」を交付するとともに、当院の「登録医療機関名簿」に医療機関名、医師名を記録するものとする。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期間は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとし、当院及び登録医双方に特別の事情がない限り、自動的にその期間を毎年更新するものとする。

ただし、院長が不適当と判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(登録内容の変更及び辞退)

第5条 登録医は、登録内容の変更又は登録を辞退しようとする場合は、その旨を書面により院長に届け出るものとする。

(登録医の活動)

第6条 登録医となった医師は、当院において次の活動ができるものとする。

- (1) 開放病床に入院した患者の当院担当医師（主治医）との共同診療
- (2) 当該患者の診療情報の閲覧
- (3) 当該患者の診療のための設備・機器等の利用
- (4) 臨床検討会への参加
- (5) 図書室、その他別に定める施設・設備の利用
- (6) その他、院長が特に必要と認めた事項

(登録医の責務)

- 第7条 登録医は、当院内では当院の諸規程を遵守しなければならない。
- 2 登録医は、当院内では白衣及び所定の名札を着用するものとする。
 - 3 登録医は、当院の症例検討会・講習会等の学術的会合に出席するよう努めるものとする。
 - 4 個人情報の取り扱いについては福山市個人情報保護条例を遵守し、当院で知り得た患者等の個人情報は、決して他へ漏らしてはならない。
 - 5 診療目的以外の診療情報の利用は、原則として禁止する。
 - 6 登録医は、過失により当院に損害を与えたときは、その責任を負うものとする。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は「福山市民病院地域医療連携推進委員会」の意見を聞いて、院長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）2月13日から施行する。

附 則

福山市民病院開放病床等共同利用登録医規程の題名を、福山市民病院開放病床等共同利用登録医要綱に改め、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市民病院開放病床運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は、福山市民病院（以下「当院」という。）が開放病床を設置し、地域の医療機関の医師とともに患者への共同指導及び共同診療（以下「共同指導等」という。）を行い、包括的で一貫性のある良質な医療を提供するとともに、相互に医学の研鑽を図ることを目的とする。

(開放病床)

第2条 本要綱による開放病床とは、「福山市民病院開放病床等共同利用登録医要綱」第3条に定める登録医が、自ら届け出て入院させた患者に対して、共同指導等を当院担当医師（以下「主治医」という。）と共同して行うことのできる病床をいう。

- 2 開放病床は、共同指導等を目的とした専用病床として、5床設置する。
- 3 開放病床における診療及び看護は、当院の診療及び看護方針に基づき行うものとする。

(患者の入院・退院)

第3条 登録医は、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、当院地域医療連携課に連絡・相談の上、「開放病床利用届出書」を提出して、福山市民病院長（以下「院長」という。）の承認を受けるものとする。

- 2 入院受付時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 前項に規定する時間以外の緊急入院及び当日入院は、開放病床への入院の対象外とする。ただし、院長が必要と認めた場合は、開放病床への入院とすることができる。
- 4 開放病床が満床の場合は、一般病床での入院とし、共同指導等の対象外とする。
- 5 入院期間は、原則として2週間以内とする。
- 6 退院の指示は、登録医の意見を聞いて、主治医が行う。

(診療)

第4条 開放病床入院患者に関する診療は、院長の管理下にあるものとする。

- 2 入院患者の診療は、共同指導等を行うことを基本とし、直接の診療行為は原則として主治医が行い、その責を負うものとする。

ただし、登録医が直接診療行為を行う場合は、登録医がその責を負うものとする。

- 3 登録医は、開放病床に入院させた患者については、可能な限り訪問し、主治医及び看護師等との共同指導等に努めなければならない。
- 4 共同指導等は、原則として平日の午後1時より午後5時の間とし、主治医及び看護師等が立ち会うものとする。なお、その際、あらかじめ地域医療連携課を通じて主治医に訪問日時を連絡するものとする。

- 5 登録医、主治医の双方は共同指導等の実施後、診療録に患者の指導を行った旨を記載することとし、登録医は自院の当該患者診療録に貼付し、記録として保管するものとする。
- 6 登録医は、当院の主治医（必要な場合は診療科責任者）の了解を得て、紹介患者の検査、手術、カンファレンス等に立ち会うことができる。

（運営内容の協議）

第5条 開放病床の円滑な運営に関して必要な事項は、「福山市民病院地域医療連携推進委員会」においてする。

（連絡会及び研究会）

第6条 登録医、主治医を始め、開放病床入院患者の診療に關係する者は、必要に応じて連絡会及び症例検討会等の研究会を開催し、互いに協力し研鑽に努めるものとする。

（その他）

第7条 本要綱に定めのない事項については、当院の一般病床の例によるものとする。

2 その他必要な事項は「福山市民病院地域医療連携推進委員会」の議を経て、院長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）2月13日から施行する。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）8月26日から施行する。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）2月28日から施行する。

附 則

この規定は、2014年（平成26年）3月5日から施行する。

附 則

福山市民病院開放病床運営規程の題名を、福山市民病院開放病床運営要綱に改め、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

○医療法

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十六条の二 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

二 救急医療を提供すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせること。

四 第二十二条第二号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 集中治療室

二 診療に関する諸記録

三 病院の管理及び運営に関する諸記録

四 化学、細菌及び病理の検査施設

五 病理解剖室

六 研究室

七 講義室

八 図書室

九 その他厚生労働省令で定める施設

○医療法施行規則

第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
 - 二 共同利用の実績
 - 三 救急医療の提供の実績
 - 四 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修の実績
 - 五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法
 - 六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績
 - 七 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績
 - 八 患者相談の実績
- 2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 次に掲げるところにより、共同利用を実施すること。
 - イ 共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。
 - ロ 共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。
 - ハ 共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。
 - 二 共同利用のための専用の病床を常に確保すること。
 - 三 次に掲げるところにより、救急医療を提供すること。
 - イ 重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。
 - ロ 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。
 - 四 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。
 - 五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。
 - 六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。
 - 七 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。
 - イ その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。
 - ロ 必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行つた医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。
- 第九条の十七 法第十六条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、地方公共団体及び当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする歯科医師とする。
- 第九条の十八 法第十六条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。
- 第九条の十九 法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

2 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

第二十一条の五 法第二十二条第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

- 一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。
- 二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。

第二十二条 法第二十二条第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室(医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。)

第二十二条の四において同じ。)とする。